

千葉県技能功労者等選考委員会要綱

(目 的)

第1条 千葉県技能功労者等として表彰を受ける者を選定するため、千葉県技能功労者等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推せんされた技能功労者、優秀技能者、優秀青年技能者及び特別技能功労者の候補者について、表彰を受けることの適格性を審査する。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 経済部長
- (2) 経済部経済企画課長
- (3) 経済部雇用推進課長
- (4) 経済部産業支援課長
- (5) 経済部企業立地課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、経済農政局経済部雇用推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。